

商工会の手数料・使用料を改訂します

先に開催された通常総会で、当会の手数料及び使用料を改定する議案が承認されました。

今回の改正は、当会で利用している記帳システムが新システムへの移行に伴い新たな費用負担が生じること、決算事務委託手数料の基準の明確化、加えて、10月から導入されるインボイス制度に対応するため、これまでの税込から税別へ変更するものです。

物価高騰等厳しい状況の中での改定ですが、役職員あげて経費の削減に取り組んでいきますのでご理解くださいますようお願いいたします。

詳しくは、別添新旧対照表及び通常総会資料のP34～37をご覧ください。

消費税 インボイス制度 令和5年10月から始まります！！

令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項のポイントは以下の4つです。

- ① 納税額を売上税額の2割に軽減（免税事業者からインボイス発行事業者になられた方）
- ② 1万円未満の取引、インボイス保存不用（一定規模以下の事業者の方）
- ③ 1万円未満の値引き等、返還インボイス交付免除（すべての事業者の方）
- ④ 登録希望日に登録が可能（これから登録される免税事業者の方）

すでにインボイス発行事業者として登録されている方はもちろん、これからインボイス発行事業者になることを検討される方にも影響のある事項ですので、ご確認ください。

改正の概要については、国税庁ホームページ「令和5年4月 インボイス制度に関する改正について」をご覧ください。か、商工会までお問い合わせください。

電子帳簿保存法 ～令和6年1月1日から新制度適用されます～

令和5年度の税制改正により電子帳簿保存法の内容が改正され制度の見直しがされました。

「電子帳簿等保存制度」とは、税法上保存等が必要な「帳簿」、「領収書・請求書・決算書（国税書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、「①電子帳簿保存」、「②スキャナ保存」、「③電子取引データ保存」の3つの制度に区分されます。記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があり、令和6（2024）年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

電子帳簿等保存制度、電子帳簿保存法の情報は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】
電子帳簿等保存制度特設サイトを確認いただくか、商工会までご相談ください。

「中小企業者等事業継続緊急支援金」の申請お済みですか？

申請期間は、6月20日（火） までです。申請・お問合せは商工会まで！！